

令和 5年 3月 1日

ご利用者様各位

施設におけるマスク着用について

令和5年2月10日、政府・新型コロナウイルス感染症対策本部にて、マスク着用の考え方の見直しが示されました。

これまで屋外では原則不要、室内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日(月)より、マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような感染リスクに効果的な場面ではマスクの着用を推奨しています。



以上、政府の方針を受けて、当施設においては以下の対応といたします。

記

1. ご利用者様

- 政府の方針に基づき、マスクの着用は個人の判断によるものといたします。
- また、今回の方針にあるとおり、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮とご理解をお願いいたします。
- その上で、感染リスクに対し不安のある方は、マスク着用を推奨いたします。
- また、体調が思わしくない時や気分がすぐれない時などは、マスク着用をお願いいたします。

2. 従業員

- フロント受付・スイミングコーチ、及びバスドライバー他の従業員は、従来通りマスク着用を継続します。

以 上

株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 社長 安藤 剛